

期間限定アンテナショップ企画運営業務 仕様書

1 業務名

期間限定アンテナショップ企画運営業務

2 目的

大阪・関西万博の機を捉え、本市をはじめとするふくい嶺北連携中枢都市圏※¹（以下「圏域」という。）の食品や特産品等のPR販売、魅力の発信を行う期間限定のアンテナショップを大阪府商業施設等※²に設置し、圏域内製品の認知度向上や販売促進・販路拡大につなげるとともに、観光誘客を図る。

※¹ ふくい嶺北連携中枢都市圏

福井市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市・永平寺町・池田町・南越前町・越前町の11市町で構成する圏域

※² 大阪府商業施設等

原則として大阪駅、梅田駅周辺に存する百貨店、デパート、交通施設又はそれらに類する施設とする。また、会場の広さは概ね30㎡以上とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年10月31日まで

4 開催期間

契約締結日から令和7年10月13日までのうち、土日を含む3～5日間

5 販売商品

(1) 対象商品

次のいずれかに該当する商品を対象商品とする。

- ・ 圏域内の事業者が製造又は販売する商品
- ・ 福井の魅力を効果的に発信できる商品

(2) 商品選定基準

次のいずれかに該当する商品については、優先して選定すること。

- ・「ふくいの恵み」認定商品※³
- ・圏域内の市町が推薦する商品
- ・集客を図ることができる話題性の高い商品

※3 ふくいの恵み

福井の新鮮な食材や文化、歴史、伝統技術といった様々な地域資源を活用して製造された良質な農林水産加工食品であって福井市が認定した商品（福井市商工労政課ホームページ参照）

6 業務内容

(1) 出店調整業務

- ・大阪府商業施設等のうち、業務目的を達成するのに効果的な施設、期間を提案すること。
- ・施設管理者と会場及び日程等の諸条件を調整した後、発注者と協議のうえ決定すること。
- ・施設や備品の利用料が発生する場合は、本業務の経費として受注者が負担すること。

(2) 出品調整業務

- ・アンテナショップを設置する前に圏域内事業者に対して広く出品商品を募集し、商談機会を設けること。
- ・出品希望者に対しては、誠実に出品条件を協議し、販売機会の提供に努めること。
- ・商品の特性に応じて、個々に仕入方法（委託販売又は買取販売）や仕入掛率などの条件を設定することは妨げない。
- ・販売価格と仕入価格の差額は、本業務の経費に充当することができるほか、受注者の収益とすることができるものとする。
- ・商品の仕入れ及び代金の支払いは、受注者の責任において誠実に行うこと。

(3) 会場設営業務

- ・業務目的を遂行するために効果的な店舗レイアウトを設計し、会場の設営及び撤去を行うこと。
- ・本市のアンテナショップであることを視認でき集客を促すことができるよう、店頭看板、ディスプレイ、装飾等を作成し設置すること。
- ・本市が実施する産業振興、観光PR、関係人口創出等に関する事業と連携した取組みを行うためのスペースを設け、パンフレット等を配架可能なラック等を設置すること。
- ・着ぐるみの着替えスペース（概ね4㎡以上）を確保すること。また、着替えスペースから会場までの導線を確保すること。

(4) 店舗運営業務

- ・充実した商品展開に取り組み、圏域内産品の認知度向上に繋げること。
- ・施設管理者と調整のうえ、試飲試食を効果的に行うこと。
- ・施設利用者や店舗前の通行人を店舗に誘客するための効果的な取組を提案すること。
- ・周辺商業施設のバイヤーへのイベント周知、来店したバイヤーの対応及び対応記録の報告を行うこと。
- ・店舗管理の責任者を定め、会場の衛生管理及び維持管理を行うこと。
- ・店舗の運営及び維持管理に必要なスタッフを配置し、商品の説明、販売及び在庫管理を行うこと。
- ・店舗の運営状況、商品の販売状況を記録する日報を作成すること。
- ・試飲試食、酒類販売等により、保健所、税務署等への各種手続が必要となる場合は受注者の責任において行うこと。
- ・実施内容に応じた、衛生管理、安全対策を講じること。

(5) 広報業務

- ・集客促進のための効果的なパブリシティ活動を提案すること。
- (例えば、デジタルサイネージの活用、PRチラシ等の配架、テレビ・新聞・ラジオ・雑誌・SNS・イベント情報サイト等の各種メディアの活用が考えられる。)

6 スケジュール管理

スケジュール管理については、以下のことを遵守すること。

- ・スケジュールを把握し、誠実かつ円滑に業務を遂行すること。
- ・進捗状況については、発注者に随時報告し、スケジュールに変更が生じた場合は速やかに発注者と調整すること。

7 業務完了報告書の提出

業務完了後は、事業の概要、日別の売上明細、購入者の客層、購買動向等を記載し、様子の確認できる写真を添付した業務完了報告書を作成し、速やかに当課に提出すること。

8 留意事項

(1) 第三者への委託

- ・本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を委託することについてあらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) 関係者等との打ち合わせ

- ・本業務を遂行するにあたっては発注者及び関係者等と随時打ち合わせを行うこと。なお、打ち合わせに係る費用等は受注者が負担すること。

(3) 秘密の保持

- ・委託業務に関して知りえた秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(4) 著作権の取扱い

- ・本業務の成果物に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利は、成果物の引渡しとともに、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者の著作権の行使につき発注者の承諾又は合意を得た場合については、この限りではない。
- ・成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受注者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、すべて受注者の責任において処理するものとする。

(5) 賠償責任

- ・受注者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を受注者の負担により賠償するものとする。

(6) 定めのない事項等

- ・その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

9 その他

本仕様書は本業務の基本的事項を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル終了後、選定された事業者と発注者との協議により、改めて決定する。